

**【重要】電力取引市場における新制度への対応等に伴う
電気需給約款の変更に関するお知らせ
＜電気料金等の変更＞**

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社は、日本の電力取引市場における新制度への対応等を踏まえ、2024年2月1日付にて、お客さまにご利用いただいております電力サービスについて定める電気需給約款の内容を変更させていただきます。当該約款の変更に伴い、お客さまのご契約内容が変更となりますので、その内容及び各変更時期等を下記のとおりご案内申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客さま満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■変更の概要

当社は、電気事業をとりまく環境の変化に適切に対応しながら、引き続きお客さまに安定的に電力を供給することを目的として、以下記載の諸事項を変更いたします。各事項の詳細は、「■変更の内容」にてご確認くださいようお願い申し上げます。

- ① お客さまにお支払いいただく電気料金について、「**カーボンフリー促進費**」の追加
- ② お客さまにお支払いいただく電気料金について、「**安定供給維持費**」の追加
- ③ その他の変更

当社サービスを引き続きご継続いただける場合は、お客さまにご対応いただく事項はございません。変更内容についてご不明点、ご納得いただけない点などがございましたら、以下のお問い合わせ先（高圧カスタマーセンター）までご連絡ください。なお、当社からのご説明後も変更にご納得いただけない場合等、当社サービスのご契約の終了を希望される場合は、大変お手数ですが他小売電気事業者さまへのお切り替えの手続きをお願いいたします。

■お問い合わせ先

高圧カスタマーセンター 0120-506-205（受付時間 10:00～18:00／定休日 土日・祝日・年末年始）

■変更の内容

① 電気料金について、「カーボンフリー促進費」の追加

(1) 概要

当社は、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（以下「高度化法」といいます。）の定めに基づき、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用のために電気事業者が講ずべき措置として、非化石電源比率（供給する電力量に占める非化石エネルギー源を利用する電源由来の電力量の比率をいいます。）の向上に取り組んでおります。

高度化法に基づく経済産業省の基本方針は、2030 年度に非化石電源比率を 44%以上とすることを目標として定めており、当社は、この目標の達成に必要な非化石証書（非化石エネルギー源を利用する電源由来の電気を持つ環境価値を証書化して取引するもの）の調達等に係る費用をお客さまにご負担いただくため、**2024 年 4 月の検針日以降の期間**において使用される電気の料金につきまして、新たに「**カーボンフリー促進費**」を追加いたします。

(2) カーボンフリー促進費の算定方法

カーボンフリー促進費は、以下の算式により算定される金額とします。なお、金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

カーボンフリー促進費

$$= \text{使用電力量 (kWh)} \times \text{カーボンフリー促進費単価}(\ast 1) \div (1 - \text{損失率}(\ast 2)) \times (1 + \text{消費税率})$$

※1：カーボンフリー促進費単価は、当社の電気需給約款において別途定めるものとします。なお、当社は、毎月 1 日時点においてカーボンフリー促進費単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法（原則として当社の WEB サイトに掲示する方法とし、以下本書に記載の「当社が適当と判断した方法」について同様とします。）によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものとします。N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のカーボンフリー促進費単価により算定するカーボンフリー促進費の適用を開始します。

なお、2024 年 4 月の検針日から 2024 年 5 月の検針日の前日までの期間における電気料金に適用するカーボンフリー促進費単価は 0.1 円/kWh です。

※2：「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指すものとします。

(3) 適用除外

オプションサービス「脱炭素 極(きわみ)」または「脱炭素 礎(いしずえ)」をご契約されているお客さまにつきましては、カーボンフリー促進費のご請求は発生いたしません。

※その他の詳細は、当社の電気需給約款(2024 年 2 月 1 日改定版)附則第 3 条(カーボンフリー促進費)の内容をご確認ください。

② 電気料金について、「安定供給維持費」の追加

(1) 概要

日本の電力取引市場のひとつである「容量市場」（日本全体の供給力(kW)を効率的に確保する新たな電力取引市場です。将来必要な供給力を予め確保することにより、電力の安定供給の確保や、電力取引価格の安定化を実現することが期待されております。）に関しまして、2024年4月より、容量拠出金制度が開始されます。これは、電気事業法によって供給能力の確保が義務づけられている小売電気事業者等が、容量市場において国全体で確保した供給力について容量提供事業者に対して支払う対価（容量拠出金）を負担する制度です。

当社は、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額をお客さまにご負担いただくため、**2024年4月の検針日以降の期間**において使用される電気の料金につきまして、新たに「**安定供給維持費**」を追加いたします。

(2) 安定供給維持費の算定方法

安定供給維持費は、お客さまのご契約内容に応じて、以下の算式により算定される金額とします。なお、金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。

安定供給維持費(※1)

$$= \text{料金の算定期間の初日における契約電力(kW)} \times \text{安定供給維持費単価(※2)(※3)} \times (1 + \text{消費税率})$$

※1：安定供給維持費には、原則として基本料金の日割計算（各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定めるもの）を準用いたします。

※2：安定供給維持費単価は、当社の電気需給約款または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」(名称を問わず、当社が適当と判断した方法により、当社からお客さまに対して安定供給維持費に関連する事項を通知するものを指し、以下同じとします。)に定め、事前にお客さまに開示します。

なお、2024年4月の検針日から2024年5月の検針日の前日までの期間における電気料金に適用する安定供給維持費単価は180円/kWです。

※3：当社は、毎月1日時点において安定供給維持費単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものとします。N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の安定供給維持費単価により算定する安定供給維持費の適用を開始します。

(3) 調整金の請求または還元

当社は、お客さまにお支払いいただく安定供給維持費の総額と、当社が実際に負担する容量拠出金の総額とに差額が生じた場合に、その事由に応じて以下の種別の調整金の請求または還元を行うことができるものとします。なお、調整金の請求または還元は、その調整の大元となる安定供給維持費の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、その算定の基となる容量拠出金の精算内容が広域的運営推進機関から当社に対して通知された日の属する月をN月として、N+2月の検針日からN+3月の検針日の前日までの期間（以下「調整金適用期間」といいます。）において電気の供給が生じた供給地点を対象として適用します。

イ シェア変動調整金

小売電気事業者のシェア変動を踏まえて広域的運営推進機関が行う容量拠出金の月次精算に伴う調整金をいいます。

ロ 年次再算定調整金

小売電気事業者の新規参入や倒産、容量提供事業者への経済的ペナルティの発生等を踏まえて広域的運営推進

機関が行う容量拠出金の年次精算に伴う調整金をいいます。

(4) 調整金の算定方法

調整金は、お客さまのご契約内容に応じて、以下の算式により算定される金額とします。なお、金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

$$\text{調整金}(\times 1) = \text{調整金適用期間の初日における契約電力(kW)} \times \text{調整金単価}(\times 2) \times (1 + \text{消費税率})$$

※1：調整金には、原則として基本料金の日割計算（各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定めるもの）を準用いたします。

※2：調整金単価は、当社の電気需給約款または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」に定め、事前にお客さまに開示します。

(5) 調整金の請求または還元時期

調整金の請求または還元は、調整金適用期間において使用される電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調整金の還元額が、調整金の相殺を行う電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

(6) 調整金の個別対応

当社は、調整金の請求または還元について、(5)にかかわらず当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、調整金の全部または一部の請求または還元を分割にて行うことができるものとします。

(7) 電力需給契約が終了した場合における調整金の取扱い

電力需給契約が終了する場合、(5)なお書または(6)に基づく分割を適用した結果電力需給契約が終了した日時点において請求または還元を完了していない調整金の合計金額（以下「未履行調整金額」といいます。）については、当社は、最終の電気料金の請求時に一括して請求または還元するものとします。なお、未履行調整金額を還元する場合で、かつ未履行調整金額が最終の電気料金の請求金額を超過した場合の当該超過額の清算は、電気需給約款第 15 条（契約保証金）第 5 項及び第 7 項の定めを準用し行います。

※その他の詳細は、当社の電気需給約款(2024年2月1日改定版)附則第4条(安定供給維持費)の内容をご確認ください。

③ その他の変更

前述の②までの事項の他、以下の事項に関する電気需給約款の改定を行います。詳細は、当社の電気需給約款(2024年2月1日改定版)の内容をご確認ください。

(1) 遅延損害金（延滞利息）に関する規定の変更

・遅延損害金の年率に関する補足文言の追加

※改定後の電気需給約款第 13 条（料金の支払方法）をご参照ください。

(2) お客様の情報の取り扱いに関する規定の追加

・当社及び当社グループ会社によるお客様の情報の取り扱いに関する規定の追加

※改定後の電気需給約款第 40 条（機密の保持）をご参照ください。

(3) 電力需給契約の実質的な変更を伴わない修正（誤字脱字や表記の修正等）

(4) その他、2024 年 2 月 1 日までに当社が必要と判断し、当社が適当と判断する方法によりお客様に通知する事項

以上